

自転車対策協力員制度が生まれました。

○以前から制度の設立をお願いしてまいりました、自転車対策協力員が生まれました。5月に市長より委嘱を受け、正式に発足いたしました。この協力員は自転車を締め出すものではありません。無料の駐輪場を紹介したり、乱雑な自転車を整理したりするボランティアです。地元の自治会や商店会、市民などの方たちで頑張っています。皆様もぜひご協力下さい。



委嘱された方へのベストと協力員証

稲葉健二のコラム

この議会でゴミのことを質問し、また、昨年環境文教委員会の視察で北海道の帯広市に行きました。家庭ゴミの有料化をしている市で、その金額が日本一というものでした。ゴミ袋(30L)の価格が90円です。この金額が高いか安いかの論議は別として、市川市も人事ではないのです。市川市は最終処分場を持っていません。本来は、自分のところで出たゴミは、自分のところで処理することが原則です。市川市も本来はそうすべきですが、現在他市に持って行って処理してもらっています。このままゴミが増え続けたらどうするのか。財政的に処分費用の負担がきつくなった時にどうするのか。将来に向けて考えることは必要でしょう。なるべくゴミを出さない工夫、資源として使えるものはリサイクルなど、身近でできることはたくさんあるのです。

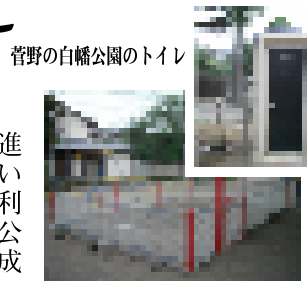
現在そのゴミを処理しているクリーンセンターですが、焼却炉の耐用年数を考慮してだめになる前に次の施設を用意して行きます。何故かという、ゴミの処理は建設の期間休むことはできません。大丈夫なときに用意をします。それでも市川市は、耐用年数を延ばす改修工事をして一日でも長く使えるように考えています。外国や他市でもゴミの処分場建設をめぐる、建設予定地の地元の方たちともめている姿が取り上げられていることがあります。地元にとつては、俗にいう迷惑施設。しかし、市民にとっては大切な施設。なくなれば大変なことになるでしょう。

ここで何を言いたいのかというと、市民が生活をしていく上で、いろいろな人や地域のおかげで成り立っているということです。自分の地域が良ければとか税金を払っているからいいんだとか、という論議は成り立たないのです。家を一步出でから全て公共の部分に触れて動くことになり、家の中で出たゴミも処分してもらわなければなりません。お互いの気持ちを理解して進めて行くことが大事ではないでしょうか。自分で協力できることから、はじめてみませんか。



市川市の情報コーナー 公園の整備が進んでいます。

皆さんの声をいただき、少しずつですが公園の整備が進んでいます。菅野の白幡公園のトイレの電気がつかないでしたが、先日工事が終了し、夜間でも安心して利用できるようになりました。また、東菅野の通称三角公園ですが、砂場の周りに猫よけのフェンスが昨年度完成していますが、近々遊具も増やす予定となりました。



菅野の白幡公園のトイレ

東菅野の三角公園の砂場

ご意見・ご要望等お気軽にどうぞ！



市川市議会議員

稲葉健二の ひと言メッセージ

No.24

平成20年7月20日発行
稲葉健二事務所
272-0021
市川市八幡2-2-10
TEL 047-333-1783
FAX 047-334-1990
URL www.inaba-kenji.jp
MAIL kenjiinaba@aol.com

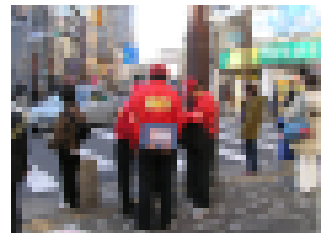
マナー条例の特集です。

「市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例」という言葉を聞いたことがありますか？通称「マナー条例」のことです。よく啓蒙する際に「グー・チョコキ・パー」などで表現しています。この条例も千代田区に次いで全国で二番目に過料を徴収する条例として話題になりましたが、もう、施行から4年を経過することになり、いろいろと改善もされ、また、課題も残っています。

私は以前から議会で、この条例の第二ステップを提案しています。というのは駅周辺の歩きタバコは目に見えて減りましたが、その分過料を徴収されない場所に行き喫煙したり、指導員のいない時間帯などの取り締まりを強化して欲しいとの意見や犬の糞の放置やゴミの不法投棄もどうかして欲しいとの意見をいただきます。本当は市民全員がルールやマナーを守れば、このような条例も作る必要はないのですが…。そこで、提案しているのは「市民マナー条例推進員制度」です。これは市民の方に、市がボランティアとして推進員を委嘱をして、条例の推進のお手伝いをお願いしたいというものです。現在過料を徴収する指導員は、8名でパトロールしていますが、市内中を回することは不可能です。そこで市民の方たちが、ベストを着て、散歩や時間が空いている時に市内を回っていただき、啓蒙していただくというものです。もちろん、公権力を与える訳ではないので、守ってもらえるようお願いしてもらうことだけです。条例があることの周知と、人の目があるということでの抑止効果を狙います。ただ、昨今いろいろな事件が多発しているので、言い方などによっては、と思う部分もあります。活動のやり方なども、自治会や防犯パトロールを行っていただいている団体などを中心に呼びかけて行くことではないでしょうか。

「自分たちの街を自分たちで守ってゆく」ことが大事です。「マナーからルールへ」という言葉で、規制や条例が生まれますが、本当は一人ひとりが、守れば全て、いらぬものなのでしょう。

究極は47万市川市民が「マナー条例推進員」になれば、素晴らしい街になるでしょう。小さい一歩でも歓迎です、皆様の大きな協力をお願いしたいと思っています。住みよい市川市になるために。



現在活動している
マナー条例の指導員の方たち

平成20年6月定例議会報告

平成20年6月定例議会が、6月4日～6月18日まで開催されました。下記の内容で一般質問を行い、真摯な御答弁をいただきました。質問の要旨を掲載いたしました。詳しくは、市議会のいちかわインターネット放送局で録画放送をご覧いただけます。市川市議会→録画放送→6月12日へとお進み下さい。直接は<http://ibs.city.ichikawa.chiba.jp/ibswb/topPage.do?id=516>

一般質問の主な内容は、

○ごみの処分方法と資源のリサイクルについて

(1) 事業系ごみの処分方法について

ア. 小規模事業者のごみの処分方法について

イ. 処分費用をシールなどによって支払う形での処分方法について

ウ. 少量廃棄物事業所用専用袋の今後の取り扱いについて

(2) 集団資源回収と12分別資源物回収の現状と今後の方向性について

現在市川市では、特定の条件に該当する小規模事業者に対して、事業用のゴミを家庭ゴミの収集所に出しても良い、義務免除規定がありますが、市民への周知が足りないことと、義務免除者でなくても、大型ゴミのシールのように、一定の処理金額を袋に貼って家庭ゴミの収集所に出すことができれば、処理に対する選択肢が増えて事業系のゴミの処分方法の啓蒙活動に大きな力となると思っています。現在東京都ではこの方式を採用しています。また、一部では特定の事業者用のゴミ袋を、ゴミ処理業者から買い求めて、処理している方もいますが、業者の数が少ないことと袋の金額が高いことで拡大されていないようです。近隣の浦安市や船橋市は、処理業者の組合で作成して、共同で取り組むことによって、袋の金額が安く抑えられています。そして、資源回収ですが、月に1、2回の集団資源回収は、その団体に対して奨励金を出しています。現在通常のゴミの収集の時に、12分別資源物回収もしています。これを集団資源回収と同じようにして、地域とともに、ゴミの減量と資源化に向けて進めることはできないかとお聞きしました。御答弁は、適正処理に向けて、慎重に検討しなければならないと思いますので、現在、作業を進めている、次期一般廃棄物基本計画の中で考えたい。また、資源回収のあり方も検討し、ゴミの減量・資源化が更に推進していくことに向けた仕組みを検討するとのことでした。期待します。



○自治会等集会施設整備等助成事業について

(1) 現在の施設整備状況と課題について

(2) 今後の施設整備についての考え方と方向性について

(3) 災害時の拠点、備蓄倉庫としての考え方について

(4) 賃借料の妥当性と中古マンション購入の考え方について

(5) 他団体（商店会など）と共同で借り上げるなどの方法論について

今、市川市は現在自治会が222あります。ほとんどの自治会は、自前の集会施設や倉庫を持っていません。回覧板を回すものを整理したり、会議を開く場所が欲しいという方の意見も多く聞きます。集会施設を所有している自治会は61団体ですが、土地も建物も所有している自治会は3団体です。後は民有地公有地神社用地などを借用していますが、都市部ではそのような空地はなく、必要に応じて公共施設を借用したりして活動をしています。現在の市の自治会施設をつくる際の補助制度は建築や改築費用の部分ですので、土地がないことにはなかなか進めることができません。災害の時などに地域の拠点として共助を進める上でも重要な場所になると思います。そこで、質問は、中古のマンションの一室を購入する際に補助金の対象とすることはできないか、施設の借上げ料金は現在月12000円ですが、引き上げや、複数自治会で共同で借上げをすることはできないか、自治会の持ち物や災害時の備蓄倉庫などを借り上げる際に補助金をつけることはできないかなどお聞きしました。ご答弁は、整備補助金は購入に対しても適用できるように検討する、借上げ料は複数の自治会で共同で集会施設ができるよう、また、倉庫なども対象とするように検討してゆくとのことでした。地域における自治会集会施設の果たす役割は大きいものと考えているので、自治会の意向を調査の上整備の促進に向けて検討して行きたいとのことでした。大事なことは、災害が起きた時に、まず、自助。そして地域で助け合う共助です。公が救済してくれるまでを地域で助け合うことに向けて少しずつ整備されて行く事に応援したいと思っています。



○市民マナー条例について

(1) 現状の課題と今後の方向性について

(2) 市民の協力を得て啓蒙活動を進めていくことについて

(3) マナー条例推進員制度の創設について



特集で書きましたが、市民マナー条例がスタートして4年が過ぎました。歩きタバコは減り、環境はよくなったと感じています。しかし、マナー条例は、市内全てが対象です。過料を徴収する地域が市内5駅の周辺にあるだけで、その地域を通過したから吸って良いというものではありません。犬の糞の放置ですが、罰則としては忠告、そしてそれに従わない場合は氏名の公表などがあります。しかし、放置をする方は人のいない時間帯などにわかってやっている方が多いと思われます。現在の指導員だけで市内中を廻ることは不可能ですし、また、巡回に莫大な費用をかけることが必要かどうか考えなければなりません。そのような状況の中、市民の方をボランティアとして「マナー条例推進員」などの形で委嘱をして、街を歩いていただくときや犬の散歩のときに啓蒙活動をしていただければ、防犯パトロールと同様に抑止効果があると思います。市民の方たちの力をお借りして協働事業として発展させていくことが必要ではないかと質問しました。ご答弁は、「健康・安全・清潔な地域づくり協議会」の皆さんの中から検討委員を選出し、平成20年度中に「市民マナー条例を推進するための制度」を作成し、平成21年度からの実施を目指していきたいと考えているとのことでした。マナー違反の方たちを捕まえたり叱るのではなくお互いに守り合おうというコンセプトで進めてゆけば、素晴らしい地域、そして市川市になるように考えています。ご協力をお願いします。